

# 工事成績採点の考査項目別運用表

(公共建築工事)

監 督 員 .....	別紙 - 1 P1~P14
主任監督員 .....	別紙 - 1-① P1~P4
技術検査員 .....	別紙 - 2 P1~P8
「施工プロセス」チェックリスト.....	別紙 - 3

平成28年6月

## 1. 施工体制 — I. 施工体制一般

〔評価項目〕

- b. 施工体制が良好である
- c. 施工体制が適切である
- d. 施工体制がやや不適切である
- e. 施工体制が不適切である

〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
- 2) 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
- 3) 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
- 4) 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。
- 5) 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
- 6) 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
- 7) 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
- 8) 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
- 9) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 10) その他(理由: )

## ●判定基準

- 評価値が80%以上……………b
- 評価値が60%以上80%未満……………c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、9) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

〔マイナス要因〕

- 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……………e

## 1. 施工体制 — II. 配置技術者（現場代理人等）

## 〔評価項目〕

- a. 配置技術者として優れている
- b. 配置技術者として良好である
- c. 配置技術者として適切である
- d. 配置技術者としてやや不適切である
- e. 配置技術者として不適切である

## 〔評価対象項目〕

## 削除

- 1) 現場代理人として、工事全体の把握ができています。
- 2) 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
- 3) 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
- 4) 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。
- 5) 書類及び資料が適切に整理されている。
- 6) 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
- 7) 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- 8) 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- 9) 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- 10) 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
- 11) 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
- 12) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 13) その他【理由: ( )】

## ●判定基準

- 評価値が90%以上.....a
- 評価値が80%以上90%未満.....b
- 評価値が60%以上80%未満.....c
- 評価値が60%未満.....d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

- ※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
- ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。
- ※3. 当初設計金額が1億円未満の工事は、12) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

## 〔マイナス要因〕

- 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば.....d
- 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば.....e

## 2. 施工状況 - I. 施工管理

## 〔評価項目〕

- b. 施工管理が良好である
- c. 施工管理が適切である
- d. 施工管理がやや不適切である
- e. 施工管理が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
価

- 1) 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
- 2) 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
- 3) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- 4) 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
- 5) 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
- 6) 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
- 7) 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
- 8) 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- 9) 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
- 10) 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- 11) 使用する建築材料(以下「材料」という。)  
・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
- 12) 社内検査が計画的に行われている。
- 13) 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
- 14) 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 15) 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- 16) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 17) その他【理由: ( )

## ●判定基準

評価値が80%以上.....b

評価値が60%以上80%未満.....c

評価値が60%未満.....d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、16) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

## 〔マイナス要因〕

- 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば.....d
- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば.....e

## 2. 施工状況 - II. 工程管理 A

## 〔評価項目〕

- a. 工程管理が優れている
- b. 工程管理が良好である
- c. 工程管理が適切である
- d. 工程管理がやや不適切である
- e. 工程管理が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- 2) 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- 3) 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
- 4) 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- 5) 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- 6) 請負者の責による夜間や休日の作業がない。
- 7) 休日・代休の確保を行っている。
- 8) 近隣住民(施設管理者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- 9) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 10) その他

## ●判定基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……………b
- 評価値が60%以上80%未満……………c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値(%) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、9) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

## 〔マイナス要因〕

- 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……………e

## 2. 施工状況 - III. 安全対策 A

## 〔評価項目〕

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策が良好である
- c. 安全対策が適切である
- d. 安全対策がやや不適切である
- e. 安全対策が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。
- 2) 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。
- 3) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。
- 4) 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- 5) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- 6) 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- 7) 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
- 8) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- 9) 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- 10) 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- 11) 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- 12) 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
- 13) 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- 14) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 15) その他(理由: )

## ●判定基準

- 評価値が90%以上.....a
- 評価値が80%以上90%未満.....b
- 評価値が60%以上80%未満.....c
- 評価値が60%未満.....d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、14) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

## 〔マイナス要因〕

- 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。  
上記に該当すれば.....c
- 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば.....d
- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば.....e

## 2. 施工状況 - IV. 対外関係

## 〔評価項目〕

- a. 対外関係が優れている
- b. 対外関係が良好である
- c. 対外関係が適切である
- d. 対外関係がやや不適切である
- e. 対外関係が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
- 2) 工事施工にあたり、近隣住民(施設管理者等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。
- 3) 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- 4) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- 5) 近隣住民(施設管理者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- 6) 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
- 7) 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 8) その他 (理由: \_\_\_\_\_ )

## ●判定基準

- 評価値が90%以上.....a
- 評価値が80%以上90%未満.....b
- 評価値が60%以上80%未満.....c
- 評価値が60%未満.....d

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、7) を評価対象項目としない。ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象となる工事は、全て評価の対象とする。

## 〔マイナス要因〕

- 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば.....d
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば.....e

## 3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 [新築工事 改築工事 設備工事]

## 〔評価項目〕

- a. 出来形が優れている
- b. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である
- e. 出来形が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
価

- 1) 承諾図等が、設計図書を満足している。
- 2) 施工図等が、設計図書を満足している。
- 3) 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 4) 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 5) 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- 6) 出来形の管理方法を工夫している。
- 7) 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- 8) 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 9) その他（理由： ）

## ●判定基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……………b
- 評価値が60%以上80%未満……………c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## 〔マイナス要因〕

- 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。  
上記に該当すれば……………e



## 3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 [解体工事]

## [評価項目]

- a. 出来形が優れている
- b. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である

## [評価対象項目]

評  
価

- 1) 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 2) 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。
- 3) 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
- 4) 出来形の管理方法を工夫している。
- 5) 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 6) 「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。
- 7) その他（理由： )

## ●判定基準

- 該当4項目以上……a
- 該当3項目以上……b
- 該当2項目以上……c
- 該当1項目以上……d

## [マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……d

\* 1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

## 3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [新築工事 改築工事]

## 〔評価項目〕

- a. 品質が優れている
- b. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

## 〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2) 品質確認記録の内容が、適切である。
- 3) 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
- 4) 躯体工事における施工の品質が、良好である。
- 5) 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
- 6) 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- 7) その他（理由：\_\_\_\_\_）

## ●判定基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……b
- 評価値が60%以上80%未満……c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## 〔マイナス要因〕

- 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。  
上記に該当すれば……………e

## 3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [解体工事]

## 〔評価対象項目〕

c 評価とする

- \*1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- \*2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

## 3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [電気設備工事 受変電設備工事 冷暖房衛生設備工事 機械設備工事]

〔評価項目〕

- a. 品質が優れている
- b. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

〔評価対象項目〕

削  
除  
価

- 1) 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 2) 品質確認記録の内容が、適切である。
- 3) 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
- 4) システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- 5) 機材及び施工の品質が、良好である。
- 6) 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- 7) その他（理由：\_\_\_\_\_）

## ●判定基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……………b
- 評価値が60%以上80%未満……………c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

〔マイナス要因〕

- 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。  
上記に該当すれば……………e

- \*1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事を言う。
- \*2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- \*3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

## 4. 工事特性（施工条件等への対応）

## 「評価対象項目」

## ■建物規模への対応

- 延べ面積10,000㎡以上の建物  
 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物  
 大空間のホール等を有する建物  
 その他（理由： ）  
 詳細評価内容：

## ■建物固有の機能の難しさへの対応

- 対象建物の耐震レベル  
 建物機能の特殊性  
 その他（理由： ）

## 〔評価技術事例〕

- ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事
- ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事
- ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物

詳細評価内容：

## ■建物固有の施工技術の難しさへの対応

- 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】  
 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性  
 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合  
 その他（理由： ）

## 〔評価技術事例〕

- ・VE提案（入札時、契約時、総合評価落札方式）された工法等が高度技術で評価できる場合
- ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
- ・特殊な工法及び材料等を採用した工事
- ・特殊な設備システムを採用した工事
- ・免震装置を設ける工事
- ・大規模な山留め工法が必要な工事
- ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
- ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

詳細評価内容：

## ■厳しい自然・地盤条件への対応

- 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）  
 軟弱地盤、支持地盤の影響  
 雨・雪・風・気温等の影響  
 その他（理由： ）

## 〔評価技術事例〕

- ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
- ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
- ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

詳細評価内容：

## ■厳しい周辺環境、社会条件との対応

- 地中埋設物等の作業障害  
 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物  
 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮  
 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮  
 その他（理由： ）

## 〔評価技術事例〕

- ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
- ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
- ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
- ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
- ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事

詳細評価内容：

## ■ 施工現場での対応

## 【長期工事における安全確保への対応】

- 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）

## 【災害等での臨機の措置】

- 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事

## 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】

- 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
- 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
- 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
- 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
- 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
- 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
- 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
- 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
- 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
- その他(理由: )

詳細評価内容:

※1. 工事特性は、6点～0点の加点点評価とする。

※2. 「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員、総括監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

## 5. 創意工夫

## 「評価対象項目」

## ■準備・後片づけ関係

- 測量・位置出しにおける工夫  
 現地調査方法の工夫  
 その他（理由： \_\_\_\_\_）  
 詳細評価内容：

## ■施工関係

- 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫  
 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み  
 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫  
 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫  
 電気設備工事等の配線、配管等の工夫  
 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫  
 照明・視界確保等の工夫  
 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫  
 運搬車両・施工機械等の工夫  
 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫  
 施工管理及び品質向上等の工夫  
 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫  
 仮設施工等の工夫  
 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫  
 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫  
 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫  
 その他（理由： \_\_\_\_\_）  
 詳細評価内容：

## ■品質関係

- 集計ソフト等の活用と工夫  
 躯体工事の品質管理の工夫  
 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫  
 施工の検査・試験に関する工夫  
 品質記録方法の工夫  
 その他（理由： \_\_\_\_\_）  
 詳細評価内容：

## ■安全衛生関係

- 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）  
 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫  
 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、  
 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫  
 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫  
 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫  
 作業時における作業環境改善等の工夫  
 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫  
 その他（理由： \_\_\_\_\_）  
 詳細評価内容：

## ■施工管理関係

- 出来形の管理等に関する工夫  
 施工計画書または写真記録等に関する工夫  
 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫  
 CAD、施工管理ソフト等の活用  
 CALSを活用した施工管理の工夫  
 その他（理由： \_\_\_\_\_）  
 詳細評価内容：

## ■その他

- NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。
  - 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。
  - NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。
  - その他(理由: )
  - その他(理由: )
- 詳細評価内容:

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大3点の加点評価とする。
- ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。  
なお、「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

2. 施工状況 - II. 工程管理 B

---

〔評価項目〕

- a. 工程管理が優れている
  - b. 工程管理が良好である
  - c. 工程管理が適切である
  - d. 工程管理がやや不適切である
- 

「評価対象項目」

評  
価

- 1) 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
- 2) 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
- 3) 近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
- 4) 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
- 5) その他(理由: )

●判定基準

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。  
基本的には下記による。

- 該当項目が4以上.....a
- 該当項目が3以上.....b
- 該当項目が2以上.....c
- 該当項目が1以下.....d



## 2. 施工状況 - III. 安全対策 B

[評価項目]

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策が良好である
- c. 安全対策が適切である
- d. 安全対策がやや不適切である

「評価対象項目」

評  
価

- 1) 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
- 2) 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 3) 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
- 4) 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
- 5) 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
- 6) その他（理由： \_\_\_\_\_）

## ●判定基準

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。  
基本的には下記による。

- 該当項目が4以上.....a
- 該当項目が3以上.....b
- 該当項目が2以上.....c
- 該当項目が1以下.....d

6. 社会性等 - 地域への貢献等

---

「評価対象項目」

- 1) 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
- 2) 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
- 3) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
- 4) 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
- 5) 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
- 6) その他(理由: )

詳細評価内容:

●判定基準

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。  
基本的には下記による。

- 該当項目が2以上.....a
- 該当項目が1以上.....b
- 該当項目が無し .....c

- ※1. 地域への貢献等は総括監督員が、監督員の意見を参考に総括的に評価を行なう。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について  
加点評価する。
- ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 7. 法令遵守当

【点数】	【措置内容】
<input type="checkbox"/>	項目該当なし
<input type="checkbox"/> -20点	1.指名停止3ヶ月以上
<input type="checkbox"/> -15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
<input type="checkbox"/> -13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
<input type="checkbox"/> -10点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
<input type="checkbox"/> -8点	5.文書注意
<input type="checkbox"/> -5点	6.口頭注意
<input type="checkbox"/> -3点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
<input type="checkbox"/> 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

- ① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。
- ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
- ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。
- ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

## 【上記で評価する場合の適応事例】

- ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した(例)一括下請負、技術者の専任違反等
- ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 15.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
- ・ 16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。
- ・ 17.請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- ・ 18.その他(理由: )

## 2. 施工状況 - I. 施工管理

〔評価項目〕

- a. 施工管理が優れている
- b. 施工管理が良好である
- c. 施工管理が適切である
- d. 施工管理がやや不適切である
- e. 施工管理が不適切である

〔評価対象項目〕

削  
除  
評  
価

- 1) 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
- 2) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
- 3) 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
- 4) 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
- 5) 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
- 6) 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
- 7) 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
- 8) 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
- 9) 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
- 10) 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
- 11) 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
- 12) その他（理由：\_\_\_\_\_）

## ●判定基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……b
- 評価値が60%以上80%未満……c
- 評価値が60%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

〔マイナス要因〕

- 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。  
上記に該当すれば……………d
- 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。  
上記に該当すれば……………e

## 3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 [新築工事 改修工事 設備工事]

## [評価項目]

- a. 出来形が特に優れている
- ab. 出来形が優れている
- b. 出来形が特に良好である
- bc. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である
- e. 出来形が不適切である

## [評価対象項目]

## 削除評価

- 1) 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2) 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 3) 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- 4) 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- 5) 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
- 6) 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 7) 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
- 8) 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- 9) 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- 10) その他 (理由: )

## ●判定基準

- 該当項目が90%以上……………a
- 該当項目が80%以上90%未満……………ab
- 該当項目が70%以上80%未満……………b
- 該当項目が60%以上70%未満……………bc
- 該当項目が50%以上60%未満……………c
- 該当項目が50%未満……………d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## [マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば……………d
- 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。  
上記に該当すれば……………e

## 3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 [解体工事]

## [評価項目]

- a. 出来形が特に優れている
- ab. 出来形が優れている
- b. 出来形が特に良好である
- bc. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である

## 「評価対象項目」

評  
価

- 1) 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- 2) 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。
- 3) 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる
- 4) 現場における解体施工が、適切であることが確認できる。
- 5) 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- 6) 「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。
- 7) その他（理由： )

## ●判定基準

- 該当項目が5以上……………a
- 該当項目が4以上……………ab
- 該当項目が3以上……………b
- 該当項目が2以上……………bc
- 該当項目が1以上……………c
- 該当項目が0……………d

## [マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば……………d

\*1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [新築工事 改修工事]

[評価項目]

- a. 品質が特に優れている
- ab. 品質が優れている
- b. 品質が特に良好である
- bc. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

「評価対象項目」

削除評価

- 1) 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2) 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 3) 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 4) 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 5) 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 6) 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- 7) 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 8) 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 9) その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 10) 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 11) 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- 12) その他(理由: )

●判定基準

- 該当項目が90%以上.....a
- 該当項目が80%以上90%未満.....ab
- 該当項目が70%以上80%未満.....b
- 該当項目が60%以上70%未満.....bc
- 該当項目が50%以上60%未満.....c
- 該当項目が50%未満.....d

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば.....d
- 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。  
上記に該当すれば.....e

3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [解体工事]

「評価対象項目」

bc 評価とする

- \*1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- \*2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

## 3. 出来形及び出来ばえ - II. 品質 [電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備 機械設備工事]

## [評価項目]

- a. 品質が特に優れている
- ab. 品質が優れている
- b. 品質が特に良好である
- bc. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

## 「評価対象項目」

## 削除評価

- 1) 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 2) 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 3) 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 4) 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 5) 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 6) 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- 7) システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 8) システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- 9) 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 10) 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- 11) 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- 12) その他 (理由: )

## ●判定基準

- 該当項目が90%以上……………a
- 該当項目が80%以上90%未満……………ab
- 該当項目が70%以上80%未満……………b
- 該当項目が60%以上70%未満……………bc
- 該当項目が50%以上60%未満……………c
- 該当項目が50%未満……………d

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## [マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。  
上記に該当すれば……………d
- 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。  
上記に該当すれば……………e

- \* 1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事を言う。
- \* 2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- \* 3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。



## 3. 出来形及び出来ばえ - III. 出来ばえ [新築工事 改修工事]

## [評価項目]

- a. 全体的な完成度が優れている
- b. 全体的な完成度が良好である
- c. 全体的な完成度が適切である
- d. 全体的な完成度がやや不適切である

## [評価対象項目]

削  
除  
価

- 1) きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- 2) 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 3) 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
- 4) 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- 5) 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- 6) 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- 7) 保全に配慮した施工がなされている。
- 8) その他 (理由: \_\_\_\_\_ )

## ●判定基準

- 該当項目が90%以上……………a
- 該当項目が80%以上90%未満……………b
- 該当項目が80%未満……………c

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## [マイナス要因]

- 出来ばえが劣っている。
- 上記に該当すれば……………d

## 3. 出来形及び出来ばえ - III. 出来ばえ [解体工事]

## [評価項目]

- a. 全体的な完成度が優れている
- b. 全体的な完成度が良好である
- c. 全体的な完成度が適切である
- d. 全体的な完成度がやや不適切である

## [評価対象項目]

評  
価

- 1) 解体後、残存物がなく埋め戻し、整地等が良好である。
- 2) 整地の状態が、雨水排水に配慮した仕上げである。
- 3) 全体的な美観が良好である。
- 4) 既存との取り合い部分の施工が良好である。(部分解体の場合)
- 5) 分別集積が適時・的確に行われ、撤去物が周囲に散乱していない。
- 6) その他 (理由: \_\_\_\_\_ )

## ●判定基準

- 該当項目が3以上.....a
- 該当項目が2以上.....b
- 該当項目が1以上.....c

## [マイナス要因]

- 出来ばえが劣っている。
- 上記に該当すれば.....d

- \*1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
- \*2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

## 3. 出来形及び出来ばえ - III. 出来ばえ [電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備 機械設備工事]

## [評価項目]

- a. 全体的な完成度が優れている
- b. 全体的な完成度が良好である
- c. 全体的な完成度が適切である
- d. 全体的な完成度がやや不適切である

## 「評価対象項目」

削  
除  
評  
価

- 1) きめ細やかな施工がなされている。
- 2) 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 3) 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- 4) 環境負荷低減への対策が優れている。
- 5) 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 6) その他 (理由: )

## ●判定基準

- 該当項目が90%以上……………a
- 該当項目が80%以上90%未満……………b
- 該当項目が80%未満……………c

- ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 評価値( %) = 評価数( ) / 対象評価項目数( )

## [マイナス要因]

- 出来ばえが劣っている。
- 上記に該当すれば……………d

- \* 1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事を言う。
- \* 2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
- \* 3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事  
 2. 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ 年 月 日  
 3. 施 工 業 者 \_\_\_\_\_

部 名: \_\_\_\_\_  
 課 名: \_\_\_\_\_  
 監督員名: \_\_\_\_\_

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員等が確認する。  
 ②チェック欄では、書類若しくは現場等で確認した月日、及びその内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい)備考欄に指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備 考 (指示事項及び是正状況等)	
				着手前	施 工 中								完成時
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		○建設業退職金共済 制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後・増額変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払簿等により適切に管理 している。 (施工中適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に 掲示している。 (施工中1回程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示して いる。 (施工中1回程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい 場所に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		○施工体制台帳、施工 体系図または作業分担 に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一 のものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む 作業分担に関する資料でよい。) (施工時の当初、変更時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(最下請け業者を含む。) を添付している。 (施工時の当初、変更時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に 掲げている。 (施工時の当初、変更時)			( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
	・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみ が作業をしている。 (施工時 1回/月程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考 (指示事項及び是正状況等)			
				着手前	施工中							完成時		
1 施工体制	II 配置技術者／ 現場代理人・ 現場代理人・ 監理技術者・ 主任技術者	○工事実績情報サービス「工事カルテ」	・事前に監督職員の承認を受け、契約締結後10日以内(土・日・祝日を除く)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○現場代理人	・現場に常駐している。  (施工中 1回/月程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。	(施工中適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。  (着手前)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		・配置予定技術者または現場代理人等通知書に等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		・工事実績情報登録において重複がなく、現場に選任している。 (専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回/月程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。  (施工計画時、施工中適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。  (施工計画時、施工中適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □					
○下請負者の把握	・山口市の工事指名参加資格者である場合は、指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □					
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約約款第18条第1項から5項までにかかわる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
		○施工計画書	・施工(変更を含む。)に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及び是正状況等)	
				着手前	施工中							完成時
2 施工状況	I 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。  (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。  (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
II 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。  (着手前、施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。  (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
III 安全対策A	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		①災害防止協議会等(施工中1回/月) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中1回/月 4時間以上) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中1回/日) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)										
	○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		①過積載防止対策(施工中適宜) ②車両、機械等の点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山止め、仮締切等の点検及び監理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び監理記録(施工時適宜)										
IV 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)										